

(別紙)

**ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務  
公募型プロポーザル審査基準**

- 1 審査は、ヤングケアラーに関する啓発イベント等開催業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	本事業を実施する社会的背景、業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	20
2	提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	20
3	周知広報	イベント開催について、効果的な周知広報提案がなされているか。	20
4	業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
5	業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
6	必要経費	見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	10
7	専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
  - (1) 失格者を除いた者のうち、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。
  - (2) (1)に該当する者が複数あった場合は、委員会で審議の上、候補者を選定する。
  - (3) (1)及び(2)に関わらず、各委員の評点合計の平均が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。提案者が1者の場合も同様とする。